

## 令和5年度第2回 大阪府大阪市北部保健医療協議会 議事概要

日 時: 令和6年1月29日(月)午後2時から4時15分

開催場所: J:COM 中央区民センター 2階ホール

出席委員: 委員総数34名のうち28名出席(定足数18名であるため有効に成立)

本出委員、田上委員、泉岡委員、小川委員、辻委員、焦委員、岡田委員、松井委員、三宅委員、横山委員、田路委員、櫻井委員、鈴木委員、増井委員、宮田委員、横田委員、岩岸委員、三前委員、吉川委員、長井委員、川嶋委員、辻委員、佐藤委員、藤原委員、倉井委員、加納委員、小林委員、廣川委員

### ■議題(1)第8次大阪府医療計画の概要と基準病床数について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明。説明後、質疑応答。

【資料1-1】第8次大阪府医療計画(素案)概要  
【資料1-2】「新興感染症の発生・まん延時における通常医療の提供体制確保」(素案)概要  
【資料1-3】第8次医療計画における基準病床数設定と今後の対応について  
【資料1-4】第8次大阪府医療計画 策定スケジュール(令和5年度後半)  
【参考資料1】令和5年度医療と介護の協議について(報告)

#### <質問・意見等>

質問・意見は特になし。

### ■議題(2)新興感染症の協定締結の状況について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課から説明。説明後、質疑応答。

【資料2】感染症法に基づく医療機関との協定締結について(大阪市二次医療圏)  
(別添)感染症法に基づく医療機関との協定締結 大阪市二次医療圏医療機関(病院)別  
協議状況 一覧

#### <質問・意見等>

質問・意見は特になし。

### ■議題(3)第7次大阪府医療計画最終評価・第8次大阪府医療計画 圏域編(案)について

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料3-1】第7次大阪府医療計画 最終評価 大阪市二次医療圏における医療体制  
【資料3-2】第8次大阪府医療計画 大阪市二次医療圏における医療体制(素案)

#### <質問・意見等>

質問・意見は特になし。

### ■議題(4)令和5年度「地域医療構想」の取組と進捗状況について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明。説明後、質疑応答。

【資料4】令和5年度「地域医療構想」の進捗と医療体制の状況(大阪府・大阪市二次医療圏)  
【参考資料2】過剰な病床の状況  
【参考資料3】医療法上の過剰な病床の状況  
【参考資料4】地域医療構想に関する各種データHP公表について  
【参考資料5】病床機能の再編支援について

(意見等)

○地域医療構想について、病院側として病床機能別に分けて整理する必要性は理解しているが、数字合わせに終始しているように思う。

急性期病床が過剰で、急性期以外の病床はどちらかというと不足しているというのが皆さんの認識だと思うが、当院は看護師数や医師数などで計算上、全病床が高度急性期病床に位置付けられているが、診療内容からは本来は急性期として計上すべきもの。

○地域包括ケア病棟・病床に関して、大阪府は原則回復期病床との方針と思うが、国の方針では地域包括ケア病床に救急医療を担ってほしいと考えており、今後の診療報酬改定においても高齢者救急はある程度地域包括ケア病床でとの方向性を示している。

○結果として、大阪府や大阪市が把握しているより急性期病床は多く、回復期あるいは高度急性期病床は少ない。これは医誠会の問題にも繋がる。その点について検討いただき、過剰病床への転換は積極的に止めていただきたいし、本当の意味での病床機能について考えていただきたいと思う。

### ■議題(5)令和5年度大阪市二次医療圏における各病院の今後の方向性について 資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料 5-1】令和5年度病院プラン結果概要(大阪府・大阪市二次医療圏)

【資料 5-2】令和5年度病院プラン結果概要(医療機関別)(大阪市北部基本保健医療圏)

【資料 5-3】令和5年度病院プラン(抜粋)医療機関別一覧(大阪市北部基本保健医療圏)

【資料 5-3(別添)】公立病院経営強化プランの策定について(大阪市北部基本保健医療圏)

【資料 5-4】非稼働病床の現況について(大阪市北部基本保健医療圏)

【資料 5-5】令和5年度大阪府大阪市病院連絡会結果(概要)

【参考資料 6】重点支援区域について

【参考資料 7】令和4年度病床機能報告結果(有床診療所の報告状況)

【参考資料 7(別紙)】令和4年度病床機能報告結果(大阪市二次医療圏有床診療所の報告状況)

### <質問・意見等>

【各病院の対応方針(病院プランにおける2025年に検討している病床機能等)】

(1) 公立・公的病院

質問・意見は特になし。

(2) その他、民間病院等

(意見等)

○資料 5-2 医療法人正和会 協和病院及び医療法人医誠会については、医療・病床懇話会にて協議を行ったが、城東中央病院においては慢性期・回復期病床を急性期病床へ転換したままであり、大阪市保健医療連絡協議会において継続して協議をしっかりとしていかなければならない。

【重点支援区域の申請(申請しないことについて)】

質問・意見は、特になし。

【病床機能再編支援事業申請医療機関】

質問・意見は、特になし(申請医療機関なし)。

## ■議題(6)紹介受診重点医療機関の選定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課及び大阪市健康局から説明。  
説明後、質疑応答。

【資料 6-1】 紹介受診重点医療機関の選定について

【資料 6-1(別添)】 大阪市二次医療圏 令和5年度外来機能報告の結果について

【資料 6-2】 大阪市北部基本保健医療圏 令和5年度外来機能報告 医療機関別報告状況

### <1. 質問・意見等>

【紹介受診重点医療機関の候補の選定にかかる協議方針】

(質問)

○資料 6-1 スライド 22 に紹介状なしで受診する場合等の定額負担の見直しについて記載されているが、今回見直し案として提示されたということか。

(大阪府の回答)

○スライド 22 は紹介受診重点医療機関で紹介状のない場合の負担額についての資料であり、今回の見直しとは関係のないものである。

【紹介受診重点医療機関の候補の選定】

(質問)

○十三市民病院について、重点外来の基準を満たしていないのは、大阪市の依頼でコロナ専門病院として一般診療を全部行っていなかったからだと思うが、資料に記載されているデータはコロナ専門病院でなくなって以降の数値と考えてよいのか。

(大阪市の回答)

○国が一律に指標を提出する期間を決めており、参考水準のデータの対象期間は令和4年7月1日～令和5年3月31日までのため、コロナ専門病院の期間と重なる。

(意見等)

○十三市民病院は、地域の基幹病院であり特別の事情があるため、できれば基準を緩和してもらえないか。

○十三市民病院として今年度の5月より一般診療を拡大して、重点外来の基準を満たすため努めているところであり、来年度、紹介受診重点医療機関に選定されるよう引き続き取り組んでまいりたい。

○選定は国の基準に沿って決める方がいい。

○「基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある医療機関」の大阪回生病院は、紹介受診重点医療機関の機能を有するものと考えられるため、紹介受診重点医療機関として選定してはどうか。

### <2. 協議結果>

【紹介受診重点医療機関の候補の選定にかかる協議方針等】

・協議方針及び協議会後に選定辞退を申し入れた医療機関の取扱いについて、事務局案のとおりとすることについて異議なしとされた。

【紹介受診重点医療機関の候補の選定】

・紹介受診重点外来の基準を満たし、選定の意向がある5医療機関、重点外来の基準は満たしてい

ないが、紹介率及び逆紹介率の参考水準を満たし、選定の意向がある1医療機関(大阪回生病院)の計6医療機関について紹介受診重点医療機関の候補に選定することについて、異議なしとされた。

## ■議題(7)地域医療への協力に関する意向書の提出状況について

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料 7-1】 地域医療への協力に関する意向書提出状況

(大阪市北部基本保健医療圏 診療所新規開設者)

【資料 7-2】 地域医療への協力に関する意向書提出状況

(大阪市北部基本保健医療圏 医療機器新規購入・更新者)

### <質問・意見等>

質問・意見は、特になし。

## ■議題(8)第8次大阪府医療計画における大阪市二次医療圏の在宅医療体制について

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料 8-1】 第8次大阪府医療計画における大阪市域の在宅医療体制について

【資料 8-2】 大阪市二次医療圏における在宅医療に必要な連携を担う拠点一覧(案)

【資料 8-3】 在宅医療における積極的役割を担う医療機関リスト(大阪市北部基本保健医療圏)(案)

### <1. 質問・意見等>

(質問)

○連携の拠点及び積極的医療機関を「位置付ける」とは本協議会から保健医療連絡協議会へと「推薦候補として報告する」ということでよいか。

(大阪市の回答)

○そのとおり。

(質問)

○積極的医療機関を大阪府のホームページに公表すると聞いているが、一般の方がホームページを見て、その医療機関に在宅医療を希望する患者が集中するのではないかと懸念している。

(大阪府の回答)

○ホームページ掲載の理由について、厚生労働省に確認したところ、制度について住民へ周知すること、また、他の医療機関や介護などの関係機関に存在を知ってもらったうえで連携を深めることができるというメリットを考えているとの回答であった。

積極的医療機関については、他の医療機関を支援するのが役割であり、住民の方が連絡して往診を依頼することが役割ではない。ホームページへの記載方法には十分に注意していきたい。

(質問)

○急変時のイメージは人によって違うと思うが、急変ということに対して、具体的にどのような患者をイメージしてこの計画を立てているのか教えてほしい。突然急変したから診てしてほしいと言われても、患者情報が分からないまま往診するのは難しく、また、そのような状況を想定していないのではないのか。

(大阪市の回答)

○全く情報のないところへ夜間に往診するというのは不可能であるので、医療機関同士で、患者

の同意のもとあらかじめ情報を共有しておくことや当番制を組むなど、今後拠点を中心に在宅医療の体制をどう構築するのか地域ごとに体制を整備していくことになると思っている。

(質問)

○在宅医療というのは、一般の診療所が往診や訪問診療をしている患者が対象で、電話したらすぐに駆け付けるのではないということでしょうか、確認しておきたい。

(大阪市の回答)

○そのとおり。今後高まっていく在宅医療のニーズに対して、どのように在宅医療を提供していくかが議論になると思っている。

(意見等)

○当区において、積極的医療機関へ参画意向のある3つの医療機関に協力意向を確認したところ、診療報酬等をふまえて考えていたり、在宅医療の患者を増やそうと考えていたり、地域を連携してやっていくと考えているなど、積極的医療機関のイメージがそれぞれ異なると感じた。今後拠点が在宅医療のネットワークをどのように構築していくのかというのが、地区医師会に課せられた役割だと考えている。

今後、後方病院との連携やスポットでの代診、主治医／副主治医制が考えられるが、イメージを持たないまま積極的医療機関へ参画意向を示している医療機関が多いのではないかと思っている。

## <2. 協議結果>

・在宅医療に必要な連携を担う拠点一覧及び積極的役割を担う医療機関リストについて、異議なしとされた。